

農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 令和4年6月14日(火) 午前9時30分～午前10時20分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員(17人)

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1番	田中 恒司	4番	佐々木 平	5番	小菅 武次
8番	辻 望	9番	加藤 三久	10番	小林 伸康
11番	大石 徹也	12番	平子 伸	13番	稲田 利幹
14番	上田 みね子	15番	近藤 啓子	16番	大野 久美子
17番	三田 久憲	18番	豊田 栄美子	19番	望月 広志

4. 欠席委員(2人)

2番	長谷 康郎	7番	飯田 秀治
----	-------	----	-------

5. 事務局

農業委員会事務局	鈴木次長, 小林農地GL, 小河, 田吹
農林水産課	中野

6. 議事日程

開会

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)
	第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)
	第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)
	第6号議案	買受適格証明願について(農地法第3条)
	第7号議案	農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）

報告事項4号 農地法第4条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項5号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項6号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項7号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項8号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第24回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第24回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第14番上田みね子様、議席番号第15番近藤啓子様をお願い申し上げます。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、5の24番は、譲受人は、利用農地18,286㎡を耕作されています。今回の申

請地面積は 562 m²で、併せて 18,848 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを 2 台、耕うん機、田植機、コンバインを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 41 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 32 年、2 年が各 1 名で、6 年が 2 名です。通作時間は車で約 7 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、7 の 23 番は、譲受人は、利用農地 12,957.61 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 907 m²ですが、同一世帯内での所有権移転のため経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 22 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 62 年、48 年が各 1 名です。通作時間は車で約 10 分です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8 の 25 番は、譲受人は、利用農地 9,519.05 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 72 m²で、併せて 9,591.05 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、農用自動車を各 1 台所有し、トラクター、耕うん機、バインダーを各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 20 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 50 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 45 年、25 年が各 1 名です。通作距離は約 1.2 km です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12 の 26 番は、譲受人は、利用農地 10,315 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 3,170 m²で、併せて 13,485 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを 4 台、田植機、コンバインを各 2 台、乾燥機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 37 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 7 年が 1 名です。通作時間は車で約 5 分です。必要な農作業について、年間約 200 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12 の 28 番は、譲受人は、利用農地 7,365 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 248 m²で、併せて 7,613 m²となり、耕作放棄地等はありません。取

得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴60年、40年が各1名です。通作時間は徒歩で約1分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、15の29番は、譲受人は、利用農地5,372㎡を耕作されています。今回の申請地面積は733㎡で、併せて6,105㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、草刈機、耕うん機を各2台、農用自動車を1台所有し、トラクター、田植機、コンバインを各1台リースで導入予定です。労働力及び技術につきましては、本人が経歴5年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が2名です。通作時間は徒歩で約3分です。必要な農作業について、年間約120日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の27番は、譲受人は、利用農地5,495㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,763㎡で、併せて7,258㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を3台、農用自動車を1台所有し、トラクター、田植機、コンバインを各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴25年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴1年が1名です。通作距離は4.8kmです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上7件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

8の2番及び8の3番は借人が同一の為、併せて説明いたします。借人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は8の2番で1,540㎡、8の3番で570㎡、合計2,110㎡となります。借人は、保育所を経営する社会福祉法人であり、農作業を通じて園児の成長を促進させる保育の一環として申請されました。農地法等において、学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他営利を目的としない法人が、その業務の運営に必要な施設の用に供するため農地を取得することは特殊事由による申請となり、例外的に許可し得るものと考えております。取得後は、田植や稲刈り、野菜の収穫体験を行うとの申請です。機械につきましては、社会福祉法人の役員が農業従事者であるため問題ございません。通作場所は保育所の隣地です。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

17の3番は、地元住民が利用する公園用地（子供運動広場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南西へ約40mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は既存の迫認のため問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲はフェンスが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、

事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、9の19番は、近隣で建築板金工事業を営む者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、河曲地区市民センターから南東へ約140mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10の20番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河原田駅から南へ約480mに位置し、駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置しているためです。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は小堤及びフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の21番は、近隣で福祉サービスを営む者の福祉施設用地（障害福祉サービス）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から西へ約770mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設水路へ放流します。雨水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の22番は、近隣で福祉サービスを営む者の駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から西へ約750mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲は小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上4件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、1の19番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約170mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に道路内暗渠へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の18番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から西へ約850mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写し、金融機関による融資の見込み、第三者による融資の見込みがあること及び確約書を確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設水路へ放流します。雨水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び擁壁を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、16の17番は、近隣で土木工事を行う者のための仮設事務所及び資材置場兼駐車場用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は約1年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、徳田駅から北へ約680mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び擁壁が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。また、農地復元誓約書が提出されており、事業完了後に整地し現況通り復元することを確認しております。

続きまして、20の20番は、砂利採取用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は1年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地及び農業振興地域外の第1種農地です。これらは、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的

な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書にて確認しています。また、砂利採取業者と連合会との連名で申請されており、かつ、両者が採取跡地の埋め戻し及び農地の復元について共同責任を負っています。なお、申請人の砂利採取業者登録等、必要書類を確認しています。砂利採取計画認可申請について手続き中です。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画であり、適正と考えています。最大掘削深は 9.49m で 1 : 1.5 の安定勾配で掘削します。隣地より 2m 以上の保安距離をとります。埋め戻しには山土、脱水ケーキ及び良質な現場発生土を利用します。周囲には防護柵を設ける為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000 m² を超える案件の為、6 月 10 日に現地確認を実施しています。

以上 4 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は承認といたします。

続きまして、第 6 号議案 買受適格証明願について、事務局より説明いたします。
事務局

第 6 号議案 買受適格証明願について説明いたします。

本件は、津地方裁判所の競売により、磯山一丁目 2465 番 1 の土地に対して農地法第 3 条許可の買受適格証明願が提出されていますので、農地法 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

15 の 1 番について説明いたします。譲受人は、利用農地 16,919.46 m² を耕作されています。今回の申請地面積は 1,171 m² で、併せて 18,090.46 m² となり、耕作放棄地等はありません。機械につきましては、トラクター、乾燥機、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 35 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 5 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 10 年、5 年が各 1 名です。通作時間は車で約 18 分です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 1 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 6 号議案は承認といたします。

続きまして、第 7 号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたしま

す。

事務局

第7号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

なお、農用地利用集積計画の貸借については借賃が発生しない使用貸借と借賃が発生する賃貸借があります。賃貸借の借賃の支払方法は物納と金納があります。

1 ページ目 1 番から 3 番は、加佐登地区で使用貸借です。

2 ページ目 4 番は、牧田地区で米 45 k g の物納です。

3 ページ目 5 番から 7 番は、石薬師地区です。5 番は、使用貸借です。6 番は、10,000 円の金納です。7 番は、米 30 k g 相当の金納です。

4 ページ目 8 番は、白子地区で米 20 k g の物納です。

5 ページ目 9 番は、河曲地区で使用貸借です。

6 ページ目 10 番及び 11 番は、箕田地区です。10 番は、使用貸借です。11 番は、米 50 k g 相当の金納です。

7 ページ目 12 番は、合川地区で使用貸借です。

8 ページ目 13 番から 15 番は、久間田地区で 10,000 円の金納です。

9 ページ目 16 番及び 17 番は、椿地区です。16 番は、10,000 円の金納です。17 番は、50,000 円の金納です。

10 ページ目 18 番から 20 番は、深伊沢地区です。18 番は、使用貸借です。19 番は、10,000 円の金納です。20 番は、使用貸借です。

11 ページ目 21 番から 27 番は、鈴峰地区です。21 番から 25 番は、使用貸借です。26 番は、10,000 円の金納です。27 番は、米 30 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第7号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第7号議案は、承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から8につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から8の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので，報告事項を終了します。
以上で，本日の議事は，すべて終了いたしました。